

# さいたま市私道の寄附に関する要綱

## 目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 私道の境界に関する協議（第5条・第6条）

第3章 私道の寄附申請（第7条—第9条）

第4章 雑則（第10条・第11条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この要綱は、さいたま市道の認定及び廃止に関する要綱（平成13年5月1日施行。以下「認廃要綱」という。）第5条の規定に基づき、地域における生活道路としての役割を果たす私道を、さいたま市道（以下「市道」という。）として寄附を受けるための要件並びに手続きに関する事項を定めることにより、更なる公共性の確立、及び道路行政の適正な運営を確保することを目的とする。

#### （用語の定義）

第2条 この要綱において、公道・私道・公共施設の定義は、認廃要綱第2条に準ずるものとする。

#### （要件）

第3条 市道として寄附を受ける私道は、認廃要綱第3条及び第4条に定めるもののほか、次のすべての要件に該当するものでなければならない。

### 2 生活道路としての公共性

- (1) 現に私道が一般交通の用に供されており、市道として管理する必要が認められること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）上の道路であること。
- (3) 私道の両端が、公道から公道又は公道から公共施設へ通じていること。

### 3 道路幅員、隅切

- (1) 私道の幅員は、4m以上あること。
- (2) 私道が公道と交差または屈曲する箇所には、別表に定める隅切りを設けられること。

(3) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、例外として隅切りを設けなくてもよいものとする。

ア 私道と交差・接続する公道との間に幅員1.5m以上の水路が存在する。

イ 私道の交差または屈曲により生ずる内角が120°以上ある。

ウ 私道と隣接地との高低差が著しく、隅切り形態を設けることができない。

#### 4 道路敷地

(1) 私道敷地は、無償譲渡によりすみやかに所有権移転登記ができること。

(2) 私道敷地に所有権以外の権利が設定されておらず、寄附することにより他の法令に抵触しないこと。

(3) 私道敷地の境界については、次章に定める「私道の境界に関する協議」により、境界の確定と境界標石の設置が可能であること。

(4) 私道敷地の地目が「公衆用道路」であること。

#### 5 道路構造

私道の構造は以下の基準による他は、おおむね「道路構造令」に適合していること。

(1) 私道の路面の排水処理が可能な形状であること。

(2) 私道内の階段は、歩行者のみに供されるもので、階段及び擁壁等の構造が明確であり、通行の安全上十分な強度を備えていること。

#### 6 その他

私道敷地内に道路法に規定する占用許可を受けることのできない物件が存在しないこと。

第4条 市長は、市道として管理する相当な事由があると認めるものは、前条までの規定にかかわらず寄附を受けることができる。

#### 第2章 私道の境界に関する協議

(私道の境界に関する協議申請)

第5条 私道寄附を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、私道の境界に関する協議申請書（第1号様式）に印鑑証明書を添付して市長に提出しなければならない。

2 申請者は、私道所有者及び私道に隣接する土地所有者全員とし、その中から代表者を定めるものとする。

3 寄附を申請しようとする私道で既に申請者により道路用地の境界が確定されており、その測量成果と現地の境界標が確認できるものに限り、本条第1, 2項に依らず申請者は、私道の市道認定申請書（第1号様式-2）を提出するものとし、市長は次条の「測量」を省略することができる。

（私道の境界に関する協議）

第6条 市長は、前条に定める申請書が提出されたときは、その内容を審査し、当該私道の測量を行わなければならない。

2 市長は、前項の測量成果を元に、現地立会もしくは図面等により、私道境界の確認を申請者全員に対して行わなければならない。

3 申請者は、前項の内容に異議のない場合は、私道境界確同意書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、申請者全員から前項の同意書の提出があったときは、私道の境界に関する協議がととのったものとし、協議の結果通知書（第3号様式）と境界に関する図面を代表者に送付するものとする。

### 第3章 私道の寄附申請

（私道寄附申請）

第7条 申請者は、前条に定める協議が成立したときは、私道寄附申請書（第4号様式）にさいたま市道水路等に関する事務処理要綱第4条に定める必要書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書提出後、申請者から要望があれば、市長は私道寄附申請受理書（第5号様式）を発行することができる。

3 第6条で市長が「測量」を省略したものについては、私道寄附申請書（第4号様式-2）を提出するものとする。

（所有権移転登記）

第8条 市長は、前条第1項に定める申請書が提出されたときは、すみやかに所有権移転登記を行なうものとする。

（登記完了通知）

第9条 市長は、所有権移転登記が完了したときは、登記完了通知（第6号様式）を代表者に対し、通知するものとする。

## 第4章 雑則

### (市道路線認定)

第10条 市長は前条の登記が完了したときは、すみやかに市道路線認定の手続きを行ない、私道の境界確定図面に基づき、道路の区域線を定めるものとする。

### (測量費の負担)

第11条 申請者は、第6条の協議が成立しなかったときは、測量に要した費用を負担しなければならない。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この要綱の施行日前に手続を行なったものについては適用しない。

### 附 則

この要綱は、平成13年12月10日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条第3項関係）

隅切の基準

条 件	隅 切 長
① 建築基準法第42条第1項第2号に該当する道路	条件①の各基準によって規定する長さ
② 建築基準法第42条第1項第3号に該当する道路	「さいたま市道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準」 6. 指定基準に準ずる長さ ※注1
③ 建築基準法第42条第1項第5号に該当する道路（位置指定道路）	建築基準法施行規則第10条第1項による公告を受けた道路位置指定申請図の寸法
④ 建築基準法第42条第2項に該当する道路が、幅員4mになった道路	「さいたま市道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準」 6. 指定基準に準ずる長さ ※注1

※注1 「さいたま市道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準」（平成19年4月1日から運用）6. 指定基準（2）道路築造基準（エ）すみ切り 参照

## 私道の境界に関する協議申請書

（宛先）さいたま市長

住 所

申請者 氏 名

実印

電話番号 ( )

下記の私道について、市に寄附をし今後の管理を移管願いたく、必要図書を添えて境界に関する協議を申請いたします。

なお、この申請は私道所有者および私道に隣接する土地所有者の総意であり、協議が成立しなかった場合は、「私道の寄附に関する要綱」第11条に基づき、測量に要した費用は、申請者の負担といたします。

### 記

#### 1. 協議対象の私道の所在

地 先 地 番	延 長	面 積
さいたま市 ほか 筆	m	m <sup>2</sup>

#### 2. 添付書類

- ・ 案内図
- ・ 公図
- ・ 印鑑証明書

## 私道の市道認定申請書

(宛先) さいたま市長

住 所

\_\_\_\_\_

申請者 氏 名

実印

\_\_\_\_\_

電話番号

( )

\_\_\_\_\_

私の所有地が隣接している下記の私道について、今後の管理をお願いしたく、必要図書を添えて市道認定を申請いたします。

なお、私の所有地と道路用地の境界線については法務局に登録してある図面、および ( ) の通り確定しております。この申請は私道所有者および私道に隣接する土地所有者の総意であります。

### 記

#### 1. 申請私道の所在

地 先 地 番	延 長	面 積
さいたま市 ほか 筆	m	m <sup>2</sup>

#### 2. 添付書類

- ・案内図
- ・公図
- ・道路確定資料
- ・印鑑証明書

第2号様式（第6条関係）

# 私道境界確認同意書

年 月 日境界に関する協議の立会いをした結果、下記土地と私道敷地ならびに隣地との境界について、異存なく同意をいたします。

記

・確認した土地の所在

大字 字 番 地先  
さいたま市 丁目

・確認した隣接地の所在、所有者

所 在	地 番	所 有 者
大字 字 ----- 丁目	番 地先	
大字 字 ----- 丁目	番 地先	
大字 字 ----- 丁目	番 地先	
大字 字 ----- 丁目	番 地先	

年 月 日

住 所

氏 名

---

---



## 私道の境界に関する協議結果通知書

代表者

様

さいたま市長 清水 勇 人 印

年 月 日付けで申請のありました私道の境界に関する協議に関しまして、「私道の寄附に関する要綱」第6条第4項により、下記のとおり結果を通知いたします。

なお、この通知書が到達したのち、すみやかに寄附申請書（第4号様式）および添付書類をさいたま市長へ提出するようお願いいたします。

### 記

#### 1 私道の所在

地 先 地 番	延 長	面 積
さいたま市 ほか 筆	m	m <sup>2</sup>

#### 2 私道境界の確認日（立会いを実施した日）

年 月 日 ～ 年 月 日

#### 3 私道の境界

別紙図面のとおり

# 私道寄附申請書

（宛先）さいたま市長

土地所有者 住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

実印

\_\_\_\_\_

下記の土地について、私道の境界に関する協議を行ない、境界の確認が終わりましたので、さいたま市道として認定していただきたく用地を寄附いたします。

## 記

### 1. 土地の表示

	所 在	地 番
さいたま市		

### 2. 添付書類

さいたま市道水路等に関する事務処理要綱第4条に定める図書

# 私道寄附申請書

(宛先) さいたま市長

土地所有者 住 所

\_\_\_\_\_

氏 名

実印

\_\_\_\_\_

私が所有している下記の土地について、さいたま市道として認定していただきたく用地を寄附いたします。

## 記

### 1. 土地の表示

	所 在	地 番
さいたま市		

### 2. 添付書類

さいたま市道水路等に関する事務処理要綱第4条に定める図書

## 私道寄附申請受理書発行願

（宛先）さいたま市長

申請者 住 所  
氏 名  
電 話 （ ）

下記の私道の寄附申請の受理書を発行願いたく、申請いたします。

1. 私道の所在

	地 先 地 番	面 積 (㎡)
さいたま市		

2. 私道の寄附申請提出日

年 月 日

3. 受理書を必要とする理由

---

様

第 号

年 月 日

上記私道の寄附申請書については、年 月 日付けで受理いたしました。

さいたま市長 清 水 勇 人 印

## 私道敷地の登記完了通知書

代表者

様

さいたま市長 清水 勇 人 印

年 月 日付けで寄附申請のありました下記私道の敷地について、所有権移  
転登記が完了しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 私道の所在

地 先 地 番	延 長	面 積
さいたま市 ほか 筆	m	m <sup>2</sup>